

中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式(30年以上の例)

別紙1

【経費の見込みの記載について】

- (1) 総合管理計画の初年度を起点とした30年以上の期間について、次の表の区分により、長寿命化対策等の効果を反映した当該期間において必要となる経費について、普通会計と公営事業会計に区分した上で、それぞれを建築物とインフラ施設に区分して記載すること。
- (2) (1)のうち、総合管理計画の初年度を起点とした10年間の経費についても、別紙2を参考に記載すること。
- (3) 備考の定義に基づき、「維持管理・修繕」、「改修」、「更新等」ごとの見込み額を記載すること。
- (4) 既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の(自然体の)見込みも記載すること。
- (5) そのほか、財政負担の平準化を図る観点から、対象期間の各年度ごとの経費見込みを記載した資料を別途作成すること。
- (6) 現在、維持管理・更新等に要している経費について直近のものを記載すること。

【令和3年度から40年間】

今後40年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(百万円)

		維持管理 ・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	耐用年数経過時に 単純更新した場合 (⑤)	長寿命化対策等の 効果額(④-⑤)	現在要している経費 (過去10年平均)
普通会計	建築物(a)	1,432	5,165	15,518	22,115	26,216	-4,101	25,924
	インフラ施設(b)	4,440	0	14,408	18,848	22,518	-3,670	16,168
	計(a+b)	5,872	5,165	29,926	40,963	48,734	-7,771	42,092
公営事業会計	建築物(c)	2,492	2,323	2,406	7,221	5,909	1,312	3,880
	インフラ施設(d)	52	0	25,805	25,857	28,331	-2,474	6,320
	計(c+d)	2,544	2,323	28,211	33,078	34,241	-1,163	10,200
建築物計(a+c)		3,924	7,488	17,924	29,336	32,125	-2,789	29,804
インフラ施設計(b+d)		4,492	0	40,213	44,705	50,849	-6,144	22,488
合計(a+b+c+d)		8,416	7,488	58,137	74,041	82,975	-8,934	52,292

【備考】

- ※ 建築物:学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。
- ※ インフラ施設:道路、橋りょう、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物。
- ※ 維持管理・修繕:施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。
- ※ 改修:公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。
- ※ 更新等:老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式(10年間の例)

別紙2

【経費の見込みの記載について】

- (1) 総合管理計画の初年度を起点とした10年間について、次の表の区分により、長寿命化対策等の効果を反映した当該10年間において必要となる経費について、普通会計と公営事業会計に区分した上で、それぞれを建築物とインフラ施設に区分して記載すること。
- (2) 備考の定義に基づき、「維持管理・修繕」、「改修」、「更新等」ごとの見込み額を記載すること。
- (3) 既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の(自然体の)見込みも記載すること。
- (4) 普通会計と公営事業会計のそれぞれの区分ごとに、充當可能な財源の見込み(地方債、基金等の充當額の見込み、充當の考え方等)を記載すること。
- (5) そのほか、財政負担の平準化を図る観点から、対象期間の各年度ごとの経費見込みを記載した資料を別途作成すること。
- (6) 現在、維持管理・更新等に要している経費について直近のものを記載すること。

【令和3年度から10年間】

今後10年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(百万円)

		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	財源見込み	耐用年数経過時に単 純更新した場合(⑤)	長寿命化対策等 の効果額 (④-⑤)	現在要している経費 (過去10年平均)
普通会計	建築物(a)	358	2,355	453	3,166	補助金:2,744 起債:4,093 ならびに施設使用料等を充 當	9,388	-6,223	6,481
	インフラ施設(b)	1110	0	4,556	5,666		6,592	-926	4,042
	計(a+b)	1,468	2,355	5,009	8,832		15,980	-7,148	10,523
公営事業会計	建築物(c)	623	1,804	0	2,427	補助金:2,474 起債:2,226 ならびに一般会計繰入金及 び上下水道使用料を充當	623	1,804	970
	インフラ施設(d)	13	0	3,145	3,158		9,057	-5,899	1,580
	計(c+d)	636	1,804	3,145	5,585		9,680	-4,095	2,550
建築物計(a+c)		981	4,159	453	5,593		10,011	-4,419	7,451
インフラ施設計(b+d)		1,123	0	7,701	8,824		15,649	-6,824	5,622
合計(a+b+c+d)		2,104	4,159	8,154	14,417		25,660	-11,243	13,073

【備考】

- ※ 建築物:学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。
- ※ インフラ施設:道路、橋りょう、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物。
- ※ 維持管理・修繕:施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。
- ※ 改修:公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。
- ※ 更新等:老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。